

条例見直しの検討事項（たたき台）

これまでの検討経過等

○国内外の社会情勢の変化などを踏まえ、これまで、次のポイントを中心に検討してきたところ

【主な検討のポイント】

- ① 道民・事業者等と理念や目指す姿を共有し、オール北海道で推進できるよう、規定の見直しのあり方
- ② 地球温暖化対策推進法の改正を踏まえ、法と条例の整合性や事業者による温室効果ガス排出量報告制度の義務規定などの見直しのあり方
- ③ 環境と経済・社会が調和しながら成長を続けるゼロカーボン北海道の実現
- ④ 地球温暖化対策推進計画と基本的な方向性と連動

○これまでの部会でのご審議において、様々なご意見をいただいたところであり、次回審議会でご審議いただく、見直しの基本的な考え方（答申素案）の検討にあたり、以下の事項について重点を置きご審議をいただきたい

1 条例の名称の考え方

2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すとともに、生活の豊かさを実感しつつ、地域経済を発展し、持続可能な社会を構築するゼロカーボン北海道の実現に向け、道民と事業者が連携して推進することを分かりやすく示すような名称の考え方を検討してはどうか

[参考資料2 ページ]

2 理念・責務

- ・ ゼロカーボン北海道の実現に向け、見直す条例には、どのような理念を規定すべきか
- ・ 条例の理念を道内全体で実現するため、各主体が適切な役割分担のもと連携を図りながら、自主的かつ積極的に取り組むことが必要ではないか
- ・ 特に道の責務について、地域における取組の推進や人材の育成、技術の開発・産業の育成など、どのような内容を規定し、位置づけるべきか

[参考資料3 ページ]

3 事業活動に関する地球温暖化対策

(1) 特定事業者*¹の規模要件

広域分散型の地域特性を有する本道では、運輸・交通部門の温室効果ガス排出量の削減が課題であることから、特定事業者に該当する自動車運送事業者の規模要件の見直しを検討してはどうか

[参考資料4 ページ]

参考

*1 特定事業者とは次に該当する事業者

1,500kl/年排出事業者

道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500 kℓ以上の事業者

自動車運送事業者

道内に登録する自動車の総数が次に該当する自動車運送事業者
トラック：200台以上
バス：200台以上
タクシー：350台以上

その他、エネルギー使用に伴う以外の温室効果ガス排出量3,000t-CO₂以上の事業者

道内において温対法施行令第5条第10号から第16号までの事業者で、前年度の4月1日の従業員数が21人以上、二酸化炭素換算3,000トン以上排出する事業者

(2) 事業者温室効果ガス排出量の報告

特定事業者による自主的な取組や地域資源の活用を促進するため、温室効果ガス排出量の更なる削減のための目標や、再生可能エネルギーの導入目標、その他項目の追加等を検討してはどうか

[参考資料4ページ]

(3) 中小事業者向け温室効果ガス排出量の簡易な報告

- ・ 特定事業者以外の事業者の自主的な温室効果ガス削減の取組を促すため、簡易な温室効果ガス排出量を任意で提出することができる規定を検討してはどうか
- ・ その場合、当該事業者の過度な負担とならないよう、報告項目の簡素化など、取り組みやすい仕組みなどを検討してはどうか

[参考資料4ページ]

(4) 自動車以外の運輸・交通部門の規定

自動車使用における取組については、現条例で規定しているところであるが、自動車以外の運輸・交通部門の規定について、検討してはどうか

4 建築物に関する地球温暖化対策

(1) 特定建築物*²の対象行為

特定建築物の環境配慮計画書の提出を義務づける対象範囲について、建築物省エネ法の対象範囲に準じ、これまで対象であった「修繕、模様替もしくは建設設備の設置・改修」を、対象から外し、新築・改築・増築とする見直しを検討してはどうか

[参考資料5ページ]

参考

*2 特定建築物とは次に該当する行為

新築・改築・増築

合計が2,000㎡以上（特定建築物）の新築、改築（改築部分の床面積等）、増築（増築部分の床面積）

屋根・壁・床の修繕・模様替

屋根、壁、床の修繕又は模様替の面積の合計が2,000㎡以上又は2,000㎡未満であって、当該部分の面積の合計が当該屋根等の面積の合計の2分の1以上

建築設備の設置・改修

特定建築物の空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機の設置又は改修

(2) 建築主に対する建築物のエネルギー性能の情報提供

建築主には、建築物の新築等に係るエネルギーの合理化に努めるよう規定しているが、設計時点からの温室効果ガス排出削減の取組が反映できるよう、建築士から建築主に対する建築物のエネルギー消費性能の説明をするなどの情報提供などの規定を検討してはどうか

[参考資料 5 ページ]

5 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策

(1) 再生可能エネルギーの地産地消の推進

地域資源を活用した再生可能エネルギーの地域内利用が促進されるよう、道、事業者、道民等が連携した取組の推進や情報提供の推進などの規定を検討してはどうか

[参考資料 6 ページ]

(2) 再生可能エネルギーの利用計画の報告

特定エネルギー供給事業者^{*3}に対して、再エネの種類別調達量その他の項目の追加など、道内における再生可能エネルギーの活用促進に資する規定を検討してはどうか

[参考資料 6 ページ]

参考

* 3 特定エネルギー供給事業者とは次に該当する事業者

小売電気事業者	一般送配電事業者	登録特定送配電事業者
一般の需要に応じ電気を小売する者	発電事業者から受けた電気を小売電気事業者に供給する者	特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する者のうち、小売供給のために登録した者

(3) 再生可能エネルギーの供給拡大

特定エネルギー供給事業者が、消費者の再エネ電力の利用を促進するため、供給電力に占める再エネ割合の情報提供など供給拡大に資する規定などを検討してはどうか

[参考資料 6 ページ]

6 その他の見直しの検討について

- ・これまでの部会議論を踏まえて、所要の見直しを検討